

平成 24 年 9 月号

益田人事労務事務所通信



発行元：益田人事労務事務所 特定社会保険労務士 益田健史
〒672 8051 兵庫県姫路市飾磨区清水 121 番地 電話：079 243 1666

有期労働契約に関する新ルール！「改正労働契約法」のポイント

今後の人事労務管理に大きな影響
8月3日に国会で成立した「改正労働契約法」が、同年8月10日に公布されました。
この改正法は「有期労働契約」に関する新しいルールを定めるものであり、企業における有期労働契約者の人事労務管理に大きな影響を与えるものです。

改正法が定める3つのルール

- (1) 有期労働契約の無期労働契約への転換
有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申込みがあった場合には、労働者に「無期転換申込権」が発生し、これを行使した場合には、使用者はこれを承諾したものとみなされます。
つまり、5年を超えて有期労働契約が反復更新された場合には、これを期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換しなければならないのです。
なお、原則として、6カ月以上の「空白期間」（クーリング期間）がある場合には、前の契約期間を通算しないこととされています。
- (2) 「雇止め法理」の法定化
最高裁判所の判例で確立しているとされている「雇止め法理」に関して、その内容が法律に規定されました。一定の条件を満たした場合には、使用者による労働者の雇止めが認められないこととなります。
- (3) 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止
有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることが禁止されます。

改正法の施行日と実務対応

上記改正内容の施行日ですが、(2)については公布日（8月10日）から施行されています。(1)・(3)については公布日から起算して1年を超えない範囲内で施行されます。
企業としては、人件費等に関して大きな負担が生じる可能性のある改正です。また、就業規則や雇用契約書の作成・見直し、契約更新を行わない有期労働契約者への雇止めの通知等、今後の実務対応も重要となります。

～人材適性検査～「CUBIC」を活用しませんか？

面接でのアシストとして、適性検査は統計的・客観的な評価結果の出る「CUBIC 適性検査」を活用しませんか？

一般的に会社の採用選考では、「書類選考」（年齢、学歴など属性を確認）、「学力試験」「作文・小論文」「面接」「性格・適性検査」などによって合否が決定されていますが、面接は「70%程度重視する」に対して、学力試験や適性検査は「30%程度重視する」と回答する企業が多いようです。

当事務所でも「CUBIC 適性検査」の受付をいたしておりますので、ご連絡下さい。

お試しとして **1名無料** でさせていただきます。

価格 採用適性検査・現有社員適性検査 1人につき 2,100円（税込み）

益田人事労務事務所のおすすめする 労務管理アプリケーション

ネット de 就業（勤怠管理システム・タイムカードシステム）

- ・ 支店・営業所等々の複数の拠点の勤怠情報等を一箇所で管理
- ・ 指紋認証打刻、携帯電話による打刻も可能

ネット de 賃金（給料計算ソフト）

- ・ 社会保険料などの確認は社労士事務所で行ないますので、安心して給与計算が出来ます。
- ・ ネット de 明細を使えば、給料明細のパソコンや携帯への配信が可能となります。

ネット de 規則

- ・ 就業規則や労使協定の日付別に閲覧、印刷が出来ます。
- ・ 就業規則の従業員への周知方法としてお使い下さい。

ネット de 台帳（従業員労務管理システム）

- ・ 社員の住所、生年月日、入社日、社会保険の等級などの基本的な情報を検索、閲覧、印刷できます。
- ・ 社労士事務所と情報が共有できます。

事務所 業務内容

労災保険 雇用保険 健康保険 厚生年金 書類作成・提出代行
就業規則、賃金規程等 諸規程作成
労務管理、労務管理アドバイス
労使紛争に関する法律相談
給料・賞与 計算事務
公的助成金申請
人材適性検査（採用適性検査・現有社員適性検査など）



【お問い合わせ先】

益田人事労務事務所

〒672-8051 兵庫県姫路市飾磨区清水121番地
TEL: 079-243-1666 FAX: 079-243-1667
E-mail: sr-msd@tmail.plala.or.jp



平成 24 年度「地域別最低賃金額」の状況

兵庫県の最低賃金は 749 円になります。

37 府県で中央審の示した引上げ額を上回る

7月26日に中央最低賃金審議会（以下、「中央審」）から「7円」との引上げ額の目安が示されていましたが、結果として全国平均で737円から749円へと「12円」の引上げとなり、8割超の37府県で中央審が示した引上げ額を上回る結果となりました。最も引上げ額が大きかったのは北海道と大阪府の14円で、最も小さかったのは栃木県、山梨県、和歌山県の5円でした。

6 都府県で生活保護費を下回る

平成 23 年度は北海道、青森、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島 の 11 都道府県で最低賃金が生活保護費を下回る「逆転現象」が起こっていたため、労働者のモチベーションダウンにつながる等、問題視されていました。平成 24 年度は、これら 11 都道府県のうち青森、埼玉、千葉、京都、兵庫の 5 府県で逆転現象が解消されることとなりました。

最高額と最低額の格差は拡大

平成 24 年度地域別最低賃金の最高額は東京都の 850 円、最低額は島根県、高知県の 652 円で、両者の差は 198 円となっています。

この最高額と最低額の差を平成 23 年度と比較してみると、最高額 837 円（東京都）と最低額 645 円（岩手県、高知県、沖縄県）の 192 円であったものが、拡大する結果となっています。

9 月 30 日以降順次発効予定

今回発表された地域別最低賃金額は、**兵庫県は 10 月 1 日から発効します。**

希望者全員の65歳までの雇用を義務付け！「改正高年齢者雇用安定法」が成立



来年4月1日施行

8月29日に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」(改正高年齢者雇用安定法)が成立しました。この改正法は、来年4月1日から施行されます。

改正法の主な内容

(1) 継続雇用の対象者を限定できる仕組みの廃止

現在、65歳未満の定年を定めている企業が、高年齢者雇用確保措置として「継続雇用制度」を導入する場合、継続雇用の対象者を限定する「基準」を労使協定で定めることができますが、この仕組みが廃止され、希望者全員を継続雇用の対象とすることが義務付けられるようになります。なお、厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢に到達した以降の者を対象として、上記の「基準」を引き続き利用できる経過措置(12年間)が設けられています。

(2) 継続雇用先企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけではなくグループ内の会社(子会社、関連会社等)まで広げることができるようになりました。なお、この場合には、継続雇用について事業主間における契約が必要とされます。

(3) 違反企業名の公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置(定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止のいずれか)を実施していない企業に対して、労働局・ハローワークが指導・勧告を行い、それでも違反が是正されない場合には企業名を公表することがあります。

実務上重要となる「指針」の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関して、「指針」が策定される予定です。

「厚生年金基金脱退」を認める判決と加入事業者への影響



厚生年金基金「やむを得ぬ理由の脱退認める」

長野県建設業厚生年金基金の加入事業所が、財政状況の悪化を理由に基金からの脱退を求めていた訴訟で、8月24日、長野地裁は「やむを得ない理由」があるとして脱退を認める判決を言い渡しました。

訴訟の経緯

原告である昌栄土建興業は、2011年1月、加入する長野県建設業厚生年金基金に対し、財政悪化や使途不明金の発覚などを理由に脱退を申請。ところが、同基金の代議員会は脱退を認めなかったため、同年6月に控訴しました。

基金側は、「加入している基金の脱退が相次ぐと存続できなくなる」として、脱退には代議員会の議決が必要だと主張しましたが、同基金では2010年に23億円の使途不明金が発覚しており、また、当時の事務局長の指名手配などの特殊な事情が「脱退を認めるやむを得ない理由」として、脱退を認める判決が下されました。

全国576基金のうち約半数は代行割れ

厚生年金基金は運用の低迷が続いており、**2011年度末では全国576基金のうち、約半数の286基金が代行部分に損失を抱える「代行割れ」状態となっています。**

加入している厚生年金基金から脱退するには、自社の積立不足分を一括納付することが条件ですが、体力のある企業だけが抜け、逆に経営の苦しい企業のみが取り残されることとなれば、今後、ますます厳しい状況となると考えられます。

現状の制度では、「弱者だけが基金に残る構図」と言わざるを得ません。

脱退を希望している他の基金に影響も

今回の判決では、使途不明金などの特殊な事情があるとはいえ、基金に加入している事業者に影響を与える可能性は十分にあります。仮に今後、脱退が増えると仮定すると、脱退企業からの多額な資金が入ることにより、一時的には基金の財政は良くなるかもしれませんが、中期的にみれば本質的な解決にはならず、さらに厳しい状況になるでしょう。



「産休期間中の社会保険料免除」に伴う効果

施行は2年以内

「産休期間中の社会保険料免除」は、「社会保障・税一体改革成案」に盛り込まれ、8月10日に成立し、22日に公布されました。これにより、**産休期間中の厚生年金保険料・健康保険料が労使ともに免除されることになりました。**施行日は「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」となっており、現時点では明らかになっていません。

産前・産後休業期間中の保険料徴収の特例

「産前・産後休業期間中の保険料徴収の特例」とは、厚生年金の被保険者について、育児休業期間中に加え、産前・産後休業期間中(産前6週間〔多胎妊娠の場合14週間〕、産後8週間のうち、被保険者が業務に従事しなかった期間)も、同様に年金保険料が免除(健康保険料についても同様)され、将来の年金給付に反映させる措置を行うというものです。

なお、保険料の免除は被保険者の申出によって行われ、事業主および被保険者双方の保険料が対象です。

産前産後休業を終了した際の標準報酬月額改定の特例

「産前・産後休業を終了した際の標準報酬月額改定の特例」とは、育児休業後についての措置と同様、産前・産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3カ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額が改定されるというものです。なお、育児休業終了後についても同様の措置がとられます。

～ 今月のおすすめの1冊 ～

羽生善治



『才能とは続けられること』 羽生善治著

将棋の史上初の7冠を達成した羽生善治氏の著書。

将棋の世界の勝負は紙一重とのこと。勝ち続けるに必要な「精神力」「創造力」「直感力」「深い集中力」を鍛えるために日頃の心掛けや、「自分の力で強くなる」「充実感を得る」などモチベーションや考え方に参考になります。

将棋はマラソンのようなもの。常にトップを走り続けなくてもいい。ときには後ろに下がってもいい。大事なことは、その先頭集団の中にいつも自分が入っていることです。

最近のニュース

「子ども家庭省」創設を検討 政府(9月14日)

政府は、総合的な子育て支援を実施するために「子ども家庭省」(仮称)などの新省庁創設を含めた検討会議を発足させることを明らかにした。この検討会議は、内閣府・文部科学省・厚生労働省の3政務官で構成し、2年後をめどに方針をまとめる考え。

健保組合が3,400億円の赤字(9月14日)

健康保険組合連合会は、2012年3月末時点で存在する健康保険組合の収支状況を発表し、2011年度の決算は3,489億円の赤字となったことがわかった。赤字は4年連続で、約4割の組合で保険料が引き上げられたにもかかわらず、支出が収入を上回った。

通勤手当の社会保険料算定からの除外を議論(9月12日)

厚生労働省は、社会保険料の算定対象に含まれている通勤手当について、対象から除外するかどうかを議論する検討会を設置した。ただ、保険料収入の減少を補うための料率引上げにつながりかねず、同省では財政に与える影響を調査したうえで年内にも結論を出す考え。

生活保護受給者が最多更新 211万人に(9月12日)

厚生労働省が生活保護に関する集計結果を発表し、今年5月時点で生活保護を受給している人が211万816人(前月比8,735人増)で、過去最多を更新したことがわかった。働ける世代の受給者増が目立ち、同省では、雇用情勢が厳しいことから今後も増加傾向が続くとみている。

「小規模起業」1万社に助成制度 経産省(8月29日)

経済産業省は、小規模な会社を設立する場合に、1社あたり数百万円程度の補助金を支給する制度を2013年度から新設する方針を明らかにした。若者らの起業を促すことにより地域に密着した企業を増やし、新たな雇用を創出して独自技術を開発させるのがねらい。5年で1万社を支援する考え。

事務所からのお知らせ

いつもお世話になっております。社会保険労務士の益田です。

もう9月になりましたが、相変わらず暑い日が続いています。皆様お元気でお過ごしでしょうか?私には今年のお盆休みは暑さで体調を崩してしまいました。暑さに負けないように体力づくりをしようと思います。が、いつもなかなか続きません(笑)

先日、食品添加物についての講演会を聞いてきました。コンビニ食品やファーストフード、食品加工品には多くの食品添加物(石油)が入っているとのこと。一番驚いたのは、ごぼうサラダなどに入っているのはマヨネーズではないとのこと…。確かに、ペットボトルのお茶は腐りにくいですが、

安い、きれい、便利などのメリットがありますが、デメリットも多くあるので、それを理解して食べるようにしましょう!とのことでした。